

やまなしGFPグローバル産地づくり推進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付等要綱(令和4年4月1日付け3輪国第5108号農林水産事務次官依命通知)及びGFPグローバル産地づくり推進事業実施要領(令和2年3月31日付け元食産第4759号農林水産省食料産業局長通知。以下「実施要領」という。)に基づき実施する、やまなしGFPグローバル産地づくり推進事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、民間事業者等(以下「補助対象者」という。)の行う輸出モデルを構築・普及することにより県産農産物の輸出を拡大することを目的とし、これに要する経費について予算の範囲内で補助する。

(補助対象事業、補助対象経費及び補助率等)

第3条 この補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次に掲げる事業とし、補助対象経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

- (1) 輸出事業計画策定事業
- (2) 生産・加工等の体制構築事業
- (3) 輸出事業計画の事業効果の検証・改善事業
- (4) その他事業実施に必要となる事業
- (5) 事業推進費

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、別に定める日までに補助金交付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、前項の申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規程により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、補助金の交付申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認められるときは補助金の交付決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付条件等）

第6条 この補助金の交付条件は、次に掲げるとおりとする。

- （1）補助対象者は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更交付申請書（様式第3号）を提出し、知事の変更交付決定を受けなければならない。ただし、別表の「重要な変更」の欄に掲げる変更以外の軽微な変更については、この限りでない。
- （2）補助対象者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- （3）補助対象者は、補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- （4）補助対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（以下「財産処分制限期間」という。）においては、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- （5）前号による知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- （6）補助対象者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- （7）補助対象者は、前号の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積もり合わせ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、様式第4号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

（申請の取下げ）

第7条 補助対象者は、第4条第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第5条の規定による交付決定通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を知事に提出しなければならない。

(事業の着手)

第8条 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じた取組、継続的な取組など事業の効果的な実施を図る上で、交付決定の前に着手する場合にあつては、補助対象者は、あらかじめその理由を明記した交付決定前着手届（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

2 前項ただし書により交付決定前に着手する場合については、補助対象者は本事業について、事業の内容及び補助金の交付が確実となってから着手するものとする。この場合において、補助対象者は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(状況報告)

第9条 補助対象者は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在の遂行状況を事業遂行状況報告書（様式第6号）により作成し、翌月10日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付方法)

第10条 補助金は、精算払とする。ただし、知事が必要と認める場合には、概算払により交付することができる。

2 補助対象者は、前項ただし書の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第11条 補助対象者は、補助事業が完了した日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

2 補助対象者は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けたときは、実績報告等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、当該報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に通知するものとする。

2 知事は、補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にそ

の額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

- 3 補助対象者は、前項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、返還を命ぜられた日から20日以内（市町村長が当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）に県に返納しなければならない。
- 4 補助対象者は、補助金の返還を命ぜられ、これを期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第13条 補助対象者は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9号により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 補助対象者が補助金の返還を命ぜられ、これを期日までに納付しなかったときの延滞金については、前条第4項の規定を準用する。

（海外の付加価値税に係る還付金の額の確定における取扱）

- 第14条 知事は、日本国外における補助事業の実施に当たり、日本国以外の行政機関により課される付加価値税相当額（以下「海外付加価値税」という。）について補助金を交付する場合であって当該海外付加価値税について還付制度が存在するときは、還付制度の利用について補助対象者に対して検討を求めることができる。
- 2 補助対象者は、補助事業完了時において、海外付加価値税について還付を受けている場合は、第11条の実績報告において、当該補助金額から減額して報告しなければならない。
 - 3 補助対象者は、補助事業完了後に、海外付加価値税について還付を受けた場合には、前条第1項に準じて知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてその一部又は全部を返還しなければならない。
 - 4 補助対象者が、補助金の返還を命ぜられ、これを期日までに納付しなかったときの延滞金については、第12条第4項の規定を準用する。

（財産の管理等）

- 第15条 補助対象者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を

図らなければならない。

- 2 補助対象者は、取得財産等については、財産処分制限期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 3 補助対象者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第10号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 知事は、前項の承認を受けようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させることとする。

（収益納付）

- 第16条 補助対象者は、補助事業を実施することにより相当の収益が生じたときは、知事が別に定めるところにより、その旨を報告しなければならない。
- 2 前項による報告があった場合において、その他補助対象者に前項により報告すべき相当の収益を生じたものと知事が認定したときは、知事が別に定めるところにより当該収益の一部又は全部を県に納付させることがある。

（補助金の経理及び補助事業者に対する調査）

- 第17条 補助対象者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助対象者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
 - 3 補助対象者は、所得財産等においては、前項の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿等に加え財産管理台帳（様式第11号）その他関係書類を整備保管しなければならない。
 - 4 補助事業の実施に当たり作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び台帳のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。
 - 5 知事は必要があるときは、補助対象者等に対して報告させ、調査若しくは検査に立ち合わせ、又は職員にその事務所、事業場等に立ち入らせ帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（その他）

- 第18条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項について

は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年6月17日から施行する。

(別 表)

補助対象経費	補 助 率	重要な変更	
		経費の変更	事業内容の変更
1 輸出事業計画策定に係る経費 2 生産・加工等の体制構築に係る経費 3 輸出事業計画の事業効果の検証・改善に係る経費 4 その他事業の実施に係る経費 5 事業推進に係る経費	定額（上限：6,000千円）	1 補助対象経費の欄に掲げる1から5までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減 2 補助金額の増額を伴う変更	1 事業実施場所の変更 2 事業目的の変更